

議案第 4 号

大口町税条例等の一部改正について

大口町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例等の一部を改正する条例

(大口町税条例の一部改正)

第1条 大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大口町税条例等の一部を改正する条例（平成28年大口町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(大口町税条例の一部改正)」を付し、同条のうち大口町税条例第20条の3の改正規定を削り、同条例第21条の改正規定中「(」)、第51条の7、第61条」の次に「、第74条の6第1項」を加え、」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第90条第1項」を「第74条の6第1項の申告書、第90条第1項」に改め」を削り、同条例第33条の4及び第73条の改正規定、同条例第74条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第75条、第76条及び第76条の3の改正規定を削り、同条例第78条の改正規定を次のように改める。

第78条第1項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

大口町税条例第79条及び第80条の改正規定を削り、同条例第81条の改正規定を次のように改める。

第81条第1項第1号中「常時介護する者が」を「を常時介護する者が」に改める。

大口町税条例第82条の改正規定を削り、同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第75条第2号アの項中「第75条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第75条第2号アの項中「第75条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第75条第2号アの項中「第75条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第75条第2号アの項中「第75条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 大口町税条例の一部を次のように改正する。

第20条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第21条中「）、第51条の7、第61条」の次に「、第74条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第90条第1項」を「第74条の6第1項の申告書、第90条第1項」に改める。

第33条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第73条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第73条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第74条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第74条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第74条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第74条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護用の物資の運搬の用に供するもの

(環境性能割の課税標準)

第74条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第74条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第74条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第74条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法

第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第74条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第74条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第81条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第75条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」を

- 「 (ア) 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 6 0 0 円
 (イ) 3 輪のもの 年額 3, 9 0 0 円
 (ウ) 4 輪以上のもの
 a 乗用のもの
 営業用 年額 6, 9 0 0 円
 自家用 年額 1 0, 8 0 0 円
 b 貨物用のもの
 営業用 年額 3, 8 0 0 円
 自家用 年額 5, 0 0 0 円 」に改

め、同号イ中

- 「 農耕作業用のもの 年額 2, 4 0 0 円
 その他のもの 年額 5, 9 0 0 円 」を
 「 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2, 4 0 0 円
 (イ) その他のもの 年額 5, 9 0 0 円 」に改める。

第76条（見出しを含む。）及び第76条の3（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第73条第2項」を「第74条第1項」に改める。

第79条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第73条第2項」を「第74条第1項」に改める。

第80条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第81条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲

げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、町長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第80条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第82条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第74条第2号」を「第74条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 町長は、当分の間、第74条の8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

- (1) 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した3輪以上の軽自動車に代わるものと認められる3輪以上の軽自動車の取得
- (2) 取得した3輪以上の軽自動車が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得
- (3) 身体障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項において「身体障害者」という。）又は精神障害若しくは知的障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項において「精神障害者等」という。）が、自ら運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得
- (4) 身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるもの（以下

この項において「重度身体障害者」という。)又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する３輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢１８歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該３輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。）における当該３輪以上の軽自動車の取得

(5) 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する３輪以上の軽自動車を取得した場合における当該３輪以上の軽自動車の取得

(6) 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる３輪以上の軽自動車の取得

(7) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた３輪以上の軽自動車の取得

２ 町長は、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の３輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する３輪以上の軽自動車を取得した場合における当該３輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第１５条の４ 第７４条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第１５条の５ 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第２９条の１６第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第１５条の６ 営業用の３輪以上の軽自動車に対する第７４条の４の規定の適

用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	1 0 0 分の 1	1 0 0 分の 0. 5
第 2 号	1 0 0 分の 2	1 0 0 分の 1
第 3 号	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 2

- 2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 7 4 条の 4（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「1 0 0 分の 3」とあるのは、「1 0 0 分の 2」とする。

附則第 1 6 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3, 9 0 0 円	4, 6 0 0 円
第 2 号ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
第 2 号ア (ウ) b	3, 8 0 0 円	4, 5 0 0 円
	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

附則第 1 6 条第 2 項から第 4 項までを削る。

附則第 1 条第 1 号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第 4 1 条の 2」を「、第 4 1 条の 2」に、「第 4 項」を「第 3 項」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

- (2) 第 1 条中大口町税条例附則第 1 6 条の改正規定及び附則第 3 条の 2 の規定
平成 2 9 年 4 月 1 日

附則第 1 条に次の 1 号を加える。

- (4) 第 1 条の 2 及び第 2 条の規定並びに第 3 条中大口町税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年大口町条例第 2 0 号）附則第 5 条第 7 項の表第 2 1 条第 3 号の項の改正規定（「第 9 0 条第 1 項」を「第 7 4 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 0 条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 2 条の 2 及び第

4 条の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日

附則第 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（町民税に関する経過措置）」を付し、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、同条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 2 第 1 条の 2 の規定による改正後の大口町税条例（附則第 4 条において「3 1 年新条例」という。）第 3 3 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

附則第 4 条の見出しを削り、同条第 1 項中「新条例」を「3 1 年新条例」に、「附則第 1 条第 2 号」を「附則第 1 条第 4 号」に改め、同条第 2 項中「新条例」を「3 1 年新条例」に、「平成 2 9 年度」を「平成 3 2 年度」に、「平成 2 8 年度」を「平成 3 1 年度」に改め、第 3 条の次に次の見出し及び 1 条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条の 2 新条例附則第 1 6 条の規定は、平成 2 9 年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 条関係 大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 第 7 条の 3 の 2 平成 2 2 年度から平成 4 3 年 <u>度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は平成 2 1 年から平成 3 3 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 3 3 条の 3 及び第 3 3 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 ・ 3 略	附 則 第 7 条の 3 の 2 平成 2 2 年度から平成 4 1 年 <u>度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は平成 2 1 年から平成 3 1 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 3 3 条の 3 及び第 3 3 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 ・ 3 略

第 2 条関係 大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(大口町税条例の一部改正)</u> 第 1 条 略 第 2 1 条中「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 5 号」に、「当該各号」を「第 1 号から第 4 号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」を加え、同条第 2 号中「第 4 6 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第 3 号中「第 4 6 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の 2 号を加える。 (5)・(6) 略	<u>(大口町税条例の一部改正)</u> 第 1 条 略 <u>第 2 0 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> 第 2 1 条中「）、第 5 1 条の 7、第 6 1 条」の次に「、第 7 4 条の 6 第 1 項」を加え、「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 5 号」に、「当該各号」を「第 1 号から第 4 号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」を加え、同条第 2 号中「第 4 6 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項の規定による申告書に限る。）」を削り、「第 9 0 条第 1 項」を「第 7 4 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 0 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 4 6 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。）」を削り、「第 9 0 条第 1 項」を「第 7 4 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 0 条第 1 項」に改め、同条に次の 2 号を加える。 (5)・(6) 略 <u>第 3 3 条の 4 中「1 0 0 分の 9. 7」を「1 0 0 分の 6. 0」に改める。</u> 略 <u>第 7 3 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。</u> <u>軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> <u>2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 4 4 3 条第 2 項に規定する者を含めないものとする。</u> <u>第 7 3 条第 3 項中「第 4 4 3 条第 1 項」を「第 4 4 5 条第 1 項」に、「によって軽自動</u>

新	旧
	<u>車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第１項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</u> <u>第７４条を次のように改める。</u> <u>第７４条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>２ 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を３輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>３ 法第４４４条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した３輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した３輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>４ 法の施行地外で３輪以上の軽自動車を取得した者が、当該３輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該３輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を３輪以上の軽自動車の取</u>

新	旧
	<u>得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>第 7 4 条の次に次の 7 条を加える。</u> <u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u> <u>第 7 4 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</u> <u>（1）救急用のもの</u> <u>（2）巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの</u> <u>（3）血液事業の用に供するもの</u> <u>（4）救護用の物資の運搬の用に供するもの</u> <u>（環境性能割の課税標準）</u> <u>第 7 4 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 1 5 条の 1 0 に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u> <u>第 7 4 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>（1）法第 4 5 1 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 1</u> <u>（2）法第 4 5 1 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 2</u> <u>（3）法第 4 5 1 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 3</u> <u>（環境性能割の徴収の方法）</u> <u>第 7 4 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>（環境性能割の申告納付）</u>

新	旧
	<u>第 7 4 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u> <u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u> <u>第 7 4 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u> <u>3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 1 0 日以内とする。</u> <u>（環境性能割の減免）</u> <u>第 7 4 条の 8 町長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 8 1 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u> <u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>第 7 5 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中</u>

新	旧
第78条第1項中「第33号の2様式」を	「<u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し</u>」を「<u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は</u>」に改め、同条第2号ア中 「<u>2輪のもの（側車付のものを含む。）</u> <u>年額 3,600円</u> <u>3輪のもの 年額 3,900円</u> <u>4輪以上のもの</u> <u>乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6,900円</u> <u>自家用 年額 10,800円</u> <u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800円</u> <u>自家用 年額 5,000円</u>」を 「<u>(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</u> <u>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</u> <u>(ウ) 4輪以上のもの</u> <u>a 乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6,900円</u> <u>自家用 年額 10,800円</u> <u>b 貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800円</u> <u>自家用 年額 5,000円</u>」に改め、同号イ中 「<u>農耕作業用のもの 年額 2,400円</u> <u>その他のもの 年額 5,900円</u>」を 「<u>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</u> <u>(イ) その他のもの 年額 5,900円</u>」に改める。 <u>第76条（見出しを含む。）及び第76条の3（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> 第78条の見出し中「軽自動車税」を「種

新	旧
<u>「第３３号の４様式」に、「第３３号の３様式」を「第３３号の５様式」に改め、同条第２項中「第３３号の２様式」を「第３３号の４様式」に、「第３３号の３様式」を「第３３号の５様式」に改め、同条第３項中「第３３号の２様式」を「第３３号の４様式」に改める。</u> <u>第８１条第１項第１号中「常時介護する者が」を「を常時介護する者が」に改める。</u>	<u>別割」に改め、同条第１項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第３３号の２様式」を「第３３号の４の２様式」に、「第３３号の３様式」を「第３３号の５様式」に改め、同条第２項中「第３３号の２様式」を「第３３号の４の２様式」に、「第３３号の３様式」を「第３３号の５様式」に改め、同条第３項中「第３３号の２様式」を「第３３号の４の２様式」に改め、同条第４項中「第７３条第２項」を「第７４条第１項」に改める。</u> <u>第７９条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「第７３条第２項」を「第７４条第１項」に改める。</u> <u>第８０条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第２項及び第３項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第８１条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第１号中「常時介護する者が」を「を常時介護する者が」に改め、「のうち、町長が必要と認めるもの」を削り、同条第２項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第３項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第８０条第２項各号」を「前条第２項各号」に改め、同条第４項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第８２条第２項中「第４４３条」を「第４４５条」に、「第７４条第２号」を「第７４条の２」に、「軽自動車税」を「種別割」に</u>

新	旧
	改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。 略 附則第 1 5 条の次に次の 5 条を加える。 <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u> 第 1 5 条の 2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u> 第 1 5 条の 3 <u>町長は、当分の間、第 7 4 条の 8 の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> (1) <u>天災その他特別の事情により滅失又は損壊した 3 輪以上の軽自動車に代わるものと認められる 3 輪以上の軽自動車の取得</u> (2) <u>取得した 3 輪以上の軽自動車が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該 3 輪以上の軽自動車の取得</u> (3) <u>身体障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項において「身体障害者」という。）又は精神障害若しくは知的障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項において「精神障害者等」という。）が、自ら運転する 3 輪以上の軽自動車を取得した場合における当該 3 輪以上の軽自動車の取得</u> (4) <u>身体障害者のうち特に著しい障害を有</u>

新	旧
	<u>する者で規則で定めるもの（以下この項において「重度身体障害者」という。）</u> <u>又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する３輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢１８歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該３輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。）における当該３輪以上の軽自動車の取得</u> <u>(5) 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する３輪以上の軽自動車を取得した場合における当該３輪以上の軽自動車の取得</u> <u>(6) 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる３輪以上の軽自動車の取得</u> <u>(7) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた３輪以上の軽自動車の取得</u> <u>２ 町長は、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の３輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する３輪以上の軽自動車を取得した場合における当該３輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u> <u>第１５条の４ 第７４条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町</u>

新

旧

長」とあるのは、「県知事」とする。
（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）
第15条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）
第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。
附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア (イ)	3,900円	4,600円
第2号ア	6,900円	8,200円

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第75条第2号アの項中「第75条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第75条第2号アの項中「第75条第2号ア」を「第2号

新	旧		
ア」に改め、同条第３項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第７５条第２号アの項中「第７５条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第４項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第７５条第２号アの項中「第７５条第２号ア」を「第２号ア」に改める。	(ウ) a	10,800円	12,900円
	第２号ア	3,800円	4,500円
	(ウ) b	5,000円	6,000円
	附則第１６条第２項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。		
	第２号ア	3,900円	1,000円
	(イ)		
	第２号ア	6,900円	1,800円
	(ウ) a	10,800円	2,700円
	第２号ア	3,800円	1,000円
	(ウ) b	5,000円	1,300円
	附則第１６条第３項中「規定する３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のもの」に、「軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「ガソリン軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。		
	第２号ア	3,900円	2,000円
	(イ)		
	第２号ア	6,900円	3,500円
	(ウ) a	10,800円	5,400円
	第２号ア	3,800円	1,900円

新	旧		
第 1 条の 2 大口町税条例の一部を次のように改正する。 第 2 0 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。 第 2 1 条中「）、第 5 1 条の 7、第 6 1 条」の次に「、第 7 4 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 9 0 条第 1 項」を「第 7 4 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 0 条第 1 項」に改める。 第 3 3 条の 4 中「1 0 0 分の 9. 7」を「1 0 0 分の 6. 0」に改める。 第 7 3 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。 軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。 2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取	(ウ)b	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円
	附則第 1 6 条第 4 項中「規定する 3 輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの」に、「軽自動車が平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「ガソリン軽自動車が平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度」を「には、平成 2 9 年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。		
	第 2 号ア		
	(イ)	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
	第 2 号ア	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	(ウ)a	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
	第 2 号ア	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	(ウ)b	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

新	旧
<u>得者には、法第４４３条第２項に規定する者を含まないものとする。</u> <u>第７３条第３項中「第４４３条第１項」を「第４４５条第１項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第１項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</u> <u>第７４条を次のように改める。</u> <u>（軽自動車税のみなす課税）</u> <u>第７４条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>２ 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を３輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>３ 法第４４４条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した３輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した３輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u>	

新	旧
<u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>第74条の次に次の7条を加える。</u> <u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u> <u>第74条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</u> <u>(1) 救急用のもの</u> <u>(2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの</u> <u>(3) 血液事業の用に供するもの</u> <u>(4) 救護用の物資の運搬の用に供するもの</u> <u>（環境性能割の課税標準）</u> <u>第74条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u> <u>第74条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> <u>(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>（環境性能割の徴収の方法）</u>	

新	旧
<u>第 7 4 条の 5 環境性能割の徴収について</u> <u>は、申告納付の方法によらなければならない</u> <u>い。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第 7 4 条の 6 環境性能割の納税義務者は、</u> <u>法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上</u> <u>の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定め</u> <u>る時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4</u> <u>様式による申告書を町長に提出するととも</u> <u>に、その申告に係る環境性能割額を納付し</u> <u>なければならない。</u> <u>2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能</u> <u>割の納税義務者を除く。）は、法第 4 5 4</u> <u>条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各</u> <u>号に定める時又は日までに、施行規則第 3</u> <u>3 号の 4 様式による報告書を町長に提出し</u> <u>なければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過</u> <u>料)</u> <u>第 7 4 条の 7 環境性能割の納税義務者が前</u> <u>条の規定により申告し、又は報告すべき事</u> <u>項について正当な事由がなくて申告又は報</u> <u>告をしなかった場合には、その者に対し、</u> <u>1 0 万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、町長が</u> <u>定める。</u> <u>3 第 1 項の過料を徴収する場合において発</u> <u>する納入通知書に指定すべき納期限は、そ</u> <u>の発付の日から 1 0 日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u> <u>第 7 4 条の 8 町長は、公益のため直接専用</u> <u>する 3 輪以上の軽自動車又は第 8 1 条第 1</u> <u>項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のも</u> <u>のに限る。）のうち必要と認めるものに対</u> <u>しては、環境性能割を減免する。</u> <u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受</u>	

新	旧
<u>けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>第 7 5 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号ア中</u> <u>「 2 輪のもの（側車付のものを含む。）</u> <u>年額 3, 6 0 0 円</u> <u>3 輪のもの 年額 3, 9 0 0 円</u> <u>4 輪以上のもの</u> <u>乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6, 9 0 0 円</u> <u>自家用 年額 1 0, 8 0 0 円</u> <u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3, 8 0 0 円</u> <u>自家用 年額 5, 0 0 0 円 」を</u> <u>「 (イ) 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 6 0 0 円</u> <u>(イ) 3 輪のもの 年額 3, 9 0 0 円</u> <u>(ウ) 4 輪以上のもの</u> <u>a 乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6, 9 0 0 円</u> <u>自家用 年額 1 0, 8 0 0 円</u> <u>b 貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3, 8 0 0 円</u> <u>自家用 年額 5, 0 0 0 円 」に</u> <u>改め、同号イ中</u> <u>「 農耕作業用のもの 年額 2, 4 0</u> <u>0 円</u> <u>その他のもの 年額 5, 9 0 0 円」を</u> <u>「 (イ) 農耕作業用のもの 年額 2, 4</u> <u>0 0 円</u> <u>(イ) その他のもの 年額 5, 9 0 0</u> <u>円</u> <u>」</u> <u>に改める。</u> <u>第 7 6 条（見出しを含む。）及び第 7 6 条</u>	

新	旧
<u>の３（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第７８条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に改め、同条第４項中「第７３条第２項」を「第７４条第１項」に改める。</u> <u>第７９条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「第７３条第２項」を「第７４条第１項」に改める。</u> <u>第８０条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第２項及び第３項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第８１条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第１号中「のうち、町長が必要と認めるもの」を削り、同条第２項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第３項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第８０条第２項各号」を「前条第２項各号」に改め、同条第４項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第８２条第２項中「第４４３条」を「第４４５条」に、「第７４条第２号」を「第７４条の２」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第７項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u>	

新	旧
<u>附則第 15 条の次に次の 5 条を加える。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u> <u>第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u> <u>第 15 条の 3 町長は、当分の間、第 74 条の 8 の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(1) 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した 3 輪以上の軽自動車に代わるものと認められる 3 輪以上の軽自動車の取得</u> <u>(2) 取得した 3 輪以上の軽自動車が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該 3 輪以上の軽自動車の取得</u> <u>(3) 身体障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項において「身体障害者」という。）又は精神障害若しくは知的障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項において「精神障害者等」という。）が、自ら運転する 3 輪以上の軽自動車を取得した場合における当該 3 輪以上の軽自動車の取得</u> <u>(4) 身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるもの（以下この項において「重度身体障害者」という。）又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身</u>	

新	旧
<u>体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する３輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢１８歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該３輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。）における当該３輪以上の軽自動車の取得</u> <u>(5) 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する３輪以上の軽自動車を取得した場合における当該３輪以上の軽自動車の取得</u> <u>(6) 構造上身体障害者の利用に供するためのもものと認められる３輪以上の軽自動車の取得</u> <u>(7) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた３輪以上の軽自動車の取得</u> <u>2 町長は、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の３輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する３輪以上の軽自動車を取得した場合における当該３輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u> <u>第１５条の４ 第７４条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u> <u>第１５条の５ 町は、県が軽自動車税の環境</u>	

新

旧

性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア	3,900円	4,600円
(イ)		
第2号ア	6,900円	8,200円
(ウ)a	10,800円	12,900円
第2号ア	3,800円	4,500円
(ウ)b	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削

新	旧
る。 附 則 (施行期日) 第 1 条 略 (1) 第 1 条中大口町税条例第 2 1 条、<u>第 4 1 条の 2</u>、第 4 6 条及び第 4 8 条の改正規定並びに同条例附則第 2 0 条の 2 の改正規定及び同条を附則第 2 0 条の 3 とし、附則第 2 0 条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 3 条中大口町税条例等の一部を改正する条例 (平成 2 7 年大口町条例第 2 0 号) 附則第 5 条第 7 項の改正規定 (「、新条例」を「、町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第 2 1 条第 3 号の項中「第 4 6 条第 1 項の申告書 (法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。) 並びに次条第 1 項、<u>第 3 項</u>及び第 5 項の規定 平成 2 9 年 1 月 1 日 (2) <u>第 1 条中大口町税条例附則第 1 6 条の改正規定及び附則第 3 条の 2 の規定</u> 平成 2 9 年 4 月 1 日	附 則 (施行期日) 第 1 条 略 (1) 第 1 条中大口町税条例第 2 1 条の<u>改正規定 (次号に掲げる部分を除く。)</u> 並びに<u>同条例第 4 1 条の 2</u>、第 4 6 条及び第 4 8 条の改正規定並びに同条例附則第 2 0 条の 2 の改正規定及び同条を附則第 2 0 条の 3 とし、附則第 2 0 条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 3 条中大口町税条例等の一部を改正する条例 (平成 2 7 年大口町条例第 2 0 号) 附則第 5 条第 7 項の改正規定 (「、新条例」を「、町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第 2 1 条第 3 号の項中「第 4 6 条第 1 項の申告書 (法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。) 並びに次条第 1 項、<u>第 4 項</u>及び第 5 項の規定 平成 2 9 年 1 月 1 日 (2) 第 1 条中大口町税条例第 2 0 条の 3 の改正規定、同条例第 2 1 条の改正規定 (「、第 5 1 条の 7、第 6 1 条」の次に「、第 7 4 条の 6 第 1 項」を加える部分、同条第 2 号中「第 9 0 条第 1 項」を「第 7 4 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 0 条第 1 項」に改める部分及び同条第 3 号中「第 9 0 条第 1 項」を「第 7 4 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 0 条第 1 項」に改める部分に限る。)、同条例第 3 3 条の 4 及び第 7 3 条の改正規定、同条例第 7 4 条の改正規定、同条の次に 7 条を加える改正規定、同条例第 7 5 条、第 7 6 条及び第 7 6 条の 3 から第 8 2 条までの改正規定並びに同条例附則第 1 5 条の次に 5 条を加える改正規定及び同条例附則第 1 6 条の改正規定並びに第 2

新	旧
(3) 略 (4) <u>第 1 条の 2 及び第 2 条の規定並びに第 3 条中大口町税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年大口町条例第 2 0 号）附則第 5 条第 7 項の表第 2 1 条第 3 号の項の改正規定（「第 9 0 条第 1 項」を「第 7 4 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 0 条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 2 条の 2 及び第 4 条の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日（町民税に関する経過措置）</u> 第 2 条 略 2 略 3 略 4 略 <u>第 2 条の 2 第 1 条の 2 の規定による改正後の大口町税条例（附則第 4 条において「3 1 年新条例」という。）第 3 3 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の</u>	<u>条の規定並びに第 3 条中大口町税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年大口町条例第 2 0 号）附則第 5 条第 7 項の表第 2 1 条第 3 号の項の改正規定（「第 9 0 条第 1 項」を「第 7 4 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 0 条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに次条第 3 項及び附則第 4 条の規定 平成 2 9 年 4 月 1 日</u> (3) 略 <u>（町民税に関する経過措置）</u> 第 2 条 略 2 略 3 <u>新条例第 3 3 条の 4 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</u> 4 略 5 略

新	旧
<u>町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</u> <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u> 第3条の2 <u>新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。</u> 第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>附則第1条第4号</u>に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。	<u>(軽自動車税に関する経過措置)</u> 第4条 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>附則第1条第2号</u>に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成29年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成28年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。

改 正 要 旨

1 改正の目的

地方税法の一部改正に伴い、個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長、軽自動車税における環境性能割及び種別割の導入時期の変更、法人町民税における法人税割の税率引下げ時期の変更による所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

(1) 個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長（第1条関係）

住宅ローンを借入れて住宅を取得した場合に、取得者の金利負担の軽減を図るため、年末残高を基として計算した額が所得税から控除されます。所得税から控除しきれない額がある場合には、さらに町民税からも控除されます。今回はその適用期限の延長で、「平成41年度まで」を「平成43年度まで」に変更することとしました。

(2) 軽自動車税における環境性能割及び種別割の導入時期の変更（第2条関係）

環境性能割及び種別割の導入時期を平成31年10月1日に変更することとしました。

(3) 法人町民税における法人税割の税率引下げ時期の変更（第2条関係）

法人町民税における法人税割の税率引下げ（税率を9.7%から6.0%）の時期が平成31年10月1日に変更になったことによるものです。

適用は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度からとします。

3 施行期日

公布の日から施行します。